

市長への提言

環境教育部会

子どもたちの環境保全への意識を醸成し、自ら行動していく人材を育てていくためには、日常の家庭生活を基盤として、地域ぐるみで環境学習を展開していくことが今日的課題です。

提言 1 町内会活動との連携を図り、環境教育を促進するための人的ネットワークを構築する。



提言理由

これまで、行政、企業、学校及び環境活動団体において、それぞれが、様々な取り組みを進めていますが、相互の連携は脆弱で、一過性のイベント事業が優先され、継続性が保持されていない現状にあります。なにより、継続的に活動が引き継がれていくためには、地域社会と密接に関連づけるとともに、若者が環境教育の指導者として活躍できる場を設けるなど、全市的な組織態勢を確立することが望まれます。



達成方法

環境にやさしいまちづくりのために、以下の達成方法を提案します。

- (1) 町内会からの推薦による地域環境コーディネーター¹を認証し、それらを支援するための制度を設ける。
- (2) 全市的な情報交流を図り協働意欲を高揚するために、地域環境問題懇話会²を設立する。
- (3) 新たなコミュニティづくりと連動した形で、環境保全活動を展開するための環境にやさしいまちづくり³を全市的に広めていく。
- (4) 地域における活動を促進するため、町内会や環境関連団体に環境保全実践プロジェクト⁴を委託する。

1 地域環境コーディネーター：資料 1-1・資料 2、 2 地域環境問題懇話会：資料 1-2

3 環境にやさしいまちづくり：資料 1-3、 4 環境保全実践プロジェクト：資料 1-4

提言 2 家庭で簡便に取り組める効果的な環境学習プログラムを作成し、その活動の成果を評価できる仕組みをつくるなど、家庭や地域社会に根ざした環境学習を推進する。



提言理由

教育研究機関や環境行政等において、優れた環境指導資料が数多く出されていますが、必ずしも十分に活用されてはいません。とりわけ、将来の社会の担い手である子どもたちに、身近にある環境への関心を持たせ、日常の家庭生活や地域社会において、学校で学んだ環境にかかわる知識を実践させる場を設ける必要があります。息長く継続的に、住民に幅広く受け入れられるためには、簡便でしかも、楽しく取り組めるような環境学習プログラムを策定するとともに、それらの内容が普遍的な環境倫理として根付いていくことが求められます。



達成方法

将来の社会の担い手である子どもたちのために、以下の達成方法を提案します。

- (1) 親子で取り組む環境保全活動を促進するため、簡便な環境学習指導マニュアル⁵を作り、普及させるしくみを創る。
- (2) 親子で取り組む環境活動を推奨し、その実践発表の場⁶を設ける。
- (3) 身近にある町の公園を環境に優しいエコパーク⁷として整備し、地域の環境活動の拠点として活用を図る。
- (4) 家庭や町内会等の環境活動の取り組みを評価するため、目標を設定し、優れた実践活動を表彰する環境活動顕彰制度⁸をつくる。

5 環境学習指導マニュアル：資料 1-5、 6 実践発表の場：資料 1-6

7 環境にやさしいエコパーク：資料 1-7、 8 環境活動顕彰制度：資料 1-8

提言3 企業や環境活動団体と連携し、家庭や地域社会と連動した啓発活動を展開する。



提言理由

いまや、環境に関心を持つ人の割合は極めて高いです。日々新しい情報や知識に接しているが、温暖化の影響は地球規模でゆっくり進行していることから、差し迫った問題として捉えられていないむきもあり、実際に行動するまでに至っていません。身近にできるところから体験させ、実行することの必要性をとおして、環境保全の重要性を認識し、将来にわたって持続可能な社会を創っていく人材を育成することが大切です。



達成方法

効果的な啓発活動を行うために、以下の達成方法を提案します。

- (1) 展示やワークショップ、環境グッズづくりなどの少年・少女のための環境イベント⁹を開催する。また、既存の環境イベントに対して公共施設の提供や事業の運営を積極的に支援する。
- (2) 家庭から見た環境問題や町内会の環境活動を取り上げるなど、地域に根ざした活動を継続的に紹介するホームページ¹⁰を作成するとともに、様々な環境活動の開催情報が効果的に広報されるよう支援する。
- (3) 市の広報に地域の環境活動を積極的に掲載するとともに、町内会館等に優れた環境保全活動を紹介するための巡回パネル展示¹¹を開設する。
- (4) 家庭における実践活動を促すため、環境活動団体や地域住民、学生の協力を得て、環境にかかわる体験、講話などを取り入れた、少年少女向けの「環境学習」¹²を町内会単位で開催できるよう支援する。

9 少年・少女のための環境イベント：資料 1-9、 10 ホームページ：資料 1-10

11 巡回パネル展示：資料 1-11、 12 少年少女向けの「環境学習」：資料 1-12

生活部会

家庭やオフィスなどの民生部門におけるCO₂排出量が多い札幌市では、一人一人の環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた取り組みが重要です。

そこで、市民生活と関わりの深い、交通、住宅、緑化という3つのテーマに着目しました。

提言 1 移動手段のワイズユースを進め、交通面での環境負荷を低減する。



提言理由

積雪寒冷地である札幌においては、自動車の必要性は否定できるものではありません。しかし、CO₂の排出量削減のためには、必ずしも自動車を利用しなくてもよい場合は、環境面や経済性を意識しながら目的や内容に応じて交通手段を賢く選択する「ワイズユース」を進めていく必要があります。



達成方法

移動手段のワイズユースを進めるため、以下の達成方法を提案します。

- (1) 交通手段の中での自転車のあり方を明確にし、活用に向けた取り組みを進める(都心部におけるマナー啓発・駐輪場整備、郊外地下鉄駅でのレンタサイクル実施、環境+健康づくりの観点から自転車利用啓発を行なう、等)。
- (2) カーシェアリングの普及をさらに進める(パークアンドライド駐車場等を活用し、特に都心部の企業等による利用を促進、他の交通機関との連携についての検討、等)。
- (3) 公共交通へのシフトをうながす経済的手段の検討を行なう(ICカードを利用した商店街等と連携したポイントシステム、地域の足としてのデマンド型交通システムなどの検討、等)。

提言 2 省エネルギー政策の推進により「共生に向けた新しい暮らし」を創造する。



提言理由

省エネルギー政策は、無駄のないエネルギー利用と無理のない省エネルギー施策を市民が共感をもって継続的に推進するものでなければなりません。人と人、人と自然との共生等札幌市民が「共生に向けた新しい暮らし」に対する共通認識を創造し、醸成する為に必要な施策を推進し、省エネルギー政策実現へ帰結するように導いていく努力が必要です。

積雪寒冷地の札幌は冬期間の暖房エネルギー、雪の除排・輸送エネルギーによるCO₂排出量が極めて多く、この削減による温暖化防止効果が高いのは明確です。しかしながら、私たちが多くの時間を過ごす住居に対する省エネルギー政策は個人の選択に委ねられているので、北方型住宅で示されている住居の断熱・気密性能確保の実現さえ普及困難な状況にあります。特に中古住宅では断熱・気密性能が低いにもかかわらず、居住者の高齢化もあって断熱化改修が促進されず、暖房用エネルギーの削減が困難な状況にあります。



達成方法

「共生に向けた新しい暮らし」を創造するため、以下の達成方法を提案します。

(1) 札幌市民の「共生に向けた新しい暮らし」のモデルを提示する。

このために住居での暮らしに関する市民意識調査を実施する。

(2) 新築住宅並びに中古住宅の超省エネルギー住宅「札幌エコハウス」のモデル住宅を公募し、モニターによる生活体験を通して、エネルギー使用量削減効果の検証を行い、「共生に向けた新しい暮らし」の超省エネ具体策を市民へ発信する。

- (3) 札幌市で発行している「エコとくガイド」を、「共生に向けた新しい暮らし」のモデルを基に再編して、住居生活編として発行する。
- (4) 排雪・輸送エネルギーを削減するため、下水道熱エネルギーを利用した住生活での原位置における融雪処理を推進する。又、居住地において、自己所有地を開放して路面排雪を受け入れる市民を奨励し、固定資産税の減免などの制度を策定する。

提言3 多様な道路緑化の実現に向けて、街路樹のさらなる向上を目指す。



提言理由

道路の街路樹は、私たちに潤いや安らぎ等を与えてくれる重要な存在です。また、道路は都市において、交通だけではなく、緑を確保する重要な場所です。そこで、街路樹の更なる量的拡大・質的向上を図るとともに、地域らしさを感じさせる多様な緑化を目指す必要があります。



達成方法

多様な道路の緑化の実現のため、以下の達成方法を提案します。

(1) 街路樹の良好な成長の実現

植栽空間確保のため、電線の地中化について、特に今後の新興住宅地で義務づける条例の制定を検討する。

空間に即した樹種の選定のため、歩道幅員・車道幅員と街路樹の大きさとのバランスや、樹種の選択（風害、病虫害、材の強弱等）等の適正化を図る。

(2) 造園緑花道路の創出

常緑樹・落葉樹または高木・中低木など樹種の多様化を図る。

市と関係する業界団体との間で、話し合いの場を設置し、植栽の共同研究を実施し、研究結果を共有する等、連携の確保を図る。

(3) 実情にあった街路樹の管理樹形目標の設定と管理の実施

地域住民と街路樹管理者等の役割を決め、市民と行政との協業管理制度を作る。

街路樹管理者の情報、近隣街路樹の選定・剪定について、町内会等を活用した周辺住民の情報共有化を図り、さらに進んで周辺住民の意見のすくい上げや、区や市に街路樹管理協議会を設置するなど、住民との共同管理を推進する。その際、行政・街路樹管理者と周辺住民とのパイプ役である緑の愛護員を活用する。

適切な剪定の時期・剪定の程度等のルールを策定する。また、剪定に際しては周辺住民への説明を行うなど、情報提供の機会を設ける。

ごみ問題部会

平成12年3月、札幌市は「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を基本目標に一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」が策定され、ごみの減量化やリサイクル等、様々な施策の推進に取り組んできました。しかし、8年を経過した現在、十分な成果が上がってきたとは言い難い状況ではないでしょうか。世の中も刻々と変化し、新たに、計画の見直しやさらなるごみ減量・リサイクルの推進に向けた施策の充実が求められ、今般「スリムシティ さっぽろ計画」が策定されました。

「環境首都・札幌」をめざしている札幌市のごみ排出量は、事業ごみは減少傾向にあるものの、家庭ごみは高水準での横ばい状況が続いています。

地球温暖化や天然資源枯渇等の環境問題、そして、厳しい状況にある財政問題を考えた時「ごみの減量化」は待ったなしの課題です。

ごみ減量化およびマナー向上のための行動を、いかに市民生活や事業活動に浸透させ、定着させるかが重要と考えます。

提言1 紙ごみ・生ごみ・プラスチックごみの減量



提言理由

札幌市の家庭からは、平成18年度で約48万5千tものごみが排出されています。¹

今後も同量の排出が続けば、財政的にも設備的にも処理が難しくなることが想定される中で、特に重量割合が多い紙類（約31%）、生ごみ（約25%）、プラスチック類（約15%・容積では約47%）の3点を取り出し、排出減量を図るための提案をします。²

1 ごみ処理量の推移：資料1、 2 家庭ごみの重量組成：資料2



達成方法

それぞれのごみを種類別に分けて、以下の達成方法を提案します。

(1) 紙ごみについて

紙を丸めなくて、新聞、雑誌、ダンボールは資源回収にできるだけ出すようPRする。

雑がみも資源ととらえ、分別回収を行う。将来的には資源回収業者での回収に移行する。³

(2) 生ごみについて

発生・排出抑制を促進する。

(広報さっぽろ、ホームページ、ごみ分けガイド等を活用する)

水切りの徹底と乾燥の重要性を啓発する。

(広報さっぽろ、ホームページ、ごみ分けガイド等を活用する)

堆肥化器材の購入助成制度を継続する。⁴

リサイクル・パートナーシップ制度を拡大したモデル地区を設定し、三笠方式を取り入れて、生ごみ堆肥化を図る。⁵

(3) プラスチックごみについて

リサイクル処理ができないものや汚れが付着しているものを燃料とする。

有限である石油資源の枯渇を考える時、レジ袋を含むプラスチックごみの発生・排出抑制を積極的に啓蒙・啓発する。

提言2 ごみ排出マナーの向上を図る



提言理由

札幌市は「さっぽろごみプラン2.1」で様々な施策を推進してきました。そして、市民の環境意識も向上してきていると言われていています。しかし、「排出マナーの欠如」「分別の不徹底」「不適正排出」「事業系ごみの排出」等一向に改善の気配が見られません。

3 雑がみ類とは・一般的な資源化の流れ：資料3、 4 生ごみ堆肥化器材の購入助成制度とは：資料4
5 リサイクルパートナーシップ制度とは：資料5・三笠方式とは：資料6

日常ごみ排出者のモラル向上を目指し、特に共同住宅居住者のマナー向上を徹底させる必要があります。⁶



達成方法

ごみステーションでのマナー、特に、共同住宅居住者のマナー向上を目指し、ルール遵守の徹底を図るために以下の達成方法を提案します。

- (1) 共同住宅のオーナー、管理会社に対して、入居者への分別指導をはじめルール遵守の徹底を義務付ける。
- (2) 札幌市によるごみステーションパトロール隊を組織する。⁷
- (3) ルールを守れない居住者には厳重注意し、遵守できない者にはペナルティーを課す。

提言3 集団資源回収の促進を徹底する



提言理由

ごみ減量の方策として集団資源回収は有力な手段です。市民と回収業者が連携し、行政が支援する構図が充実しなければなりません。更には町内会や地域の各種団体の参加も期待できます。



達成方法

収集運搬費用及び処理費用の削減の点から集団資源回収の拡大を図るため以下の達成方法を提案します。⁸

- (1) 札幌市は業界に出来るだけ多くの品目収集の協力を依頼する。
- (2) 札幌市は集団資源回収が可能な業者の情報を町内会等に提供する。また、集団資源回収業者に町内会等に営業するよう要請する。
- (3) 奨励金の増額を検討する。⁹

⁶ ごみステーションマナーについて、⁷ ごみステーションパトロール隊とは：資料 8

⁸ 収集運搬費用及び処理費用について：資料 9、⁹ 奨励金制度とは：資料 10